

会場

山城地区

特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター

令和2年度京都府「京のはあと製品」応援事業

改正食品衛生法 研修会のご案内

食品衛生法改正により令和3年6月1日から施行される

営業許可制度の見直しと営業届出制度について

お取引先やお客様との信頼関係の構築にあたり、コンプライアンスは最も重要な事項と言えます。今回、京都府山城北保健所衛生課職員を講師に迎え、全ての食品等事業者に実施が求められるHACCPに沿った衛生管理を基軸にした研修会を開催しますので、ご案内いたします。また、本会のご要望が多かった山城地区にて開催いたします。

主 催：京都府、特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター

共 催：京都府山城北圏域障害者自立支援協議会農業推進班

日 時：令和2年11月27日（金）14：00～16：00頃

会 場：京都府山城広域振興局宇治庁舎1階大会議室 京都府宇治市宇治若森7-6

募 集：15名（ソーシャルディスタンスを確保した座席数といたします）

対象者：就労継続支援A型・B型又は生活介護の事業所としての指定を受けている京都府内の施設担当職員

講 師：京都府山城北保健所衛生課食品安全・検査係 主査 長崎貴子氏

内 容：食品衛生法改正による営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設について

◆会場へは公共交通機関をご利用ください。

◆申込：別紙申込書にご記入のうえ、FAXにてお申込みください

※事前の申込が必要です。会場の都合上、定員になり次第、受付を締め切る場合もございますので、ご了承ください。

◆新型コロナウイルス感染防止のための対策について

- ① 開催当日、咳、熱、のどの痛みなど風邪症状がある場合は、ご参加いただけませんのでご了承ください。コロナウイルスの「濃厚接触者」など経過観察中の場合も同様にご遠慮ください。
- ② 入室前に手洗い、アルコール消毒、マスク着用をお願いいたします。
- ③ 互いの接触を避けるため、定員調整して会場の設定をしています。
- ④ 感染拡大状況によってはやむを得ず中止となる場合があります。その際はお申込みをされた方にご連絡いたします。

※申込期日：令和2年11月13日（金）

申込FAX：075-255-0366 澤田まで

お問い合わせ：特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター

担当：澤田 電話：075-255-0355

以上